

(12) 危機管理室

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

危機管理室は、国立大学法人上越教育大学危機管理規則に基づき、次の業務を行う。

- i) 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、必要な措置を講ずる。
- ii) 危機発生時において、原因及び状況の把握・分析並びに当該危機によってもたらされる事態を想定し、被害及び影響を最小限に抑制する。

イ 組織の構成及び構成員等

危機管理室は、学長が指名した理事、学長が指名した副学長、事務局長、事務局次長、総務課長、附属学校課長、施設課長、教育支援課長、学生支援課長及びその他学長が指名した者で構成し、学長が指名する理事が室長、事務局長が副室長、その他の者が室員として業務を行っている。

② 運営・活動の状況

ア 会議の開催状況

令和2年度は、2回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 緊急時における危機管理室室員の参集基準の改定
- ii) 危機管理規則等の改正
- iii) 防災計画等の改訂
- iv) 安否確認システムの更新

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

- i) 緊急時における危機管理室室員の参集基準を見直すとともに、参集名簿を整備し、緊急時における初動体制を強化した。
- ii) 前年度の検討課題への対応として、危機管理規則及び防災規則をするとともに、防災計画及び防災・安全マニュアルの見直しを行い、危機管理体制の強化を図った。

優れた点及び今後の検討課題等

「新型コロナウイルス感染症に係る危機管理対策本部」を20回開催し、新型コロナウイルス感染症対策を実施した。